



令和6年2月21日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-2

～地域において自分らしく健やかな成長を目指して～

福生市児童発達支援センターがオープンします

福生市では、発達に課題のある児童の増加に対応するため、4月から福生市福祉センター内に、児童発達支援センターを新規に開設します。

当センターでは、業務委託による療育支援を実施するほか、発達に係る総合相談、専門相談の実施や保護者交流会、親子療育支援などの地域支援事業を実施し、発達に課題のある児童や保護者の支援を行います。

■児童発達支援センターとは

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設で、児童福祉法第43条に規定されています。

■児童発達支援センターの施設・設備

福生市福祉センター1階にある保育室を改修し、室内に事務室、療育室、指導訓練室、医務室を設けて1日あたり定員10人の療育支援を行います。2階の日常動作訓練室は支援相談室として総合相談や専門相談を実施し、言葉や運動、コミュニケーション等の発達に心配のある児童のご家族に寄り添った支援を行います。

専門のスタッフによる療育支援や相談支援

◆保育士のほか、音楽療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理士等がスタッフとして個々の発達や体力等を考慮しながら音楽療法、作業療法、感覚統合、個別プログラム等の要素を取り入れ集団による療育支援を行います。

【療育時間】月～金曜日（祝日を除く）午前10時～午後3時

◆18歳未満の児童およびその家族等からの発達に関する相談を受け付け、専門職によるサポートやアドバイスを行うほか、必要に応じ適切な支援に繋げ、継続的な支援を行います。

【相談受付時間】月～金曜日、第二、第四土曜日（祝日を除く）

午前9時～午後5時15分（土曜日は総合相談のみ）



令和6年2月21日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-2

関係機関と連携した地域支援事業の実施

◆配慮の必要な児童の家族や支援する関係者の交流の場のほか、講演会や学習会の場を提供し、家族の不安の解消に取り組むとともに保育園や学校を訪問し、情報提供や課題・特性に即した専門職支援等に取り組めます。

【実施時期】 保護者交流会、親子療育支援等の実施内容や実施日は広報ふっさ・ホームページでお知らせします。また関係機関訪問支援は関係機関と調整のうえ、順次実施します。

【問合せ】 障害福祉課障害福祉係 ☎042-551-1742